

2020.4.13

## 新型コロナウイルス感染症に関する情報 No10

4月13日、内閣官房からの依頼を受け、農林水産省より、「出勤者7割削減を実現するための要請について」について会員企業・団体の皆様への周知依頼が事務連絡で通知されました。

この要請は、第28回新型コロナウイルス感染症対策本部（4月11日）における総理の発言を踏まえ、「中小・小規模事業者も含むすべての事業者」の皆様への要請となっております。

具体的には、

- ① オフィスでの仕事は、原則として自宅で行えるようにする。
- ② どうしても出勤が必要な場合も、ローテーションを組むことなどによって、出勤者の数を7～8割は減らす。
- ③ 出勤する者については、時差出勤を行い、社内でも人との距離を十分にとる。
- ④ 取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組を説明し、理解を求める

といった取組を、基本的対処方針や内閣官房通知の参考資料2などを参考にお願いするものです。

なお、食品製造事業者はセンター情報No9でお知らせしたとおり、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に該当しますので、上記に関わらず、「三つの密」を避けるための取組みなど十分な感染防止策を講じつつ、業務を継続することを優先した上で、各事業者の業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、出勤者7割削減に取り組んで頂く旨の依頼となっております。

本件について、会員企業におかれては自らのこととして、また、会員団体におかれては速やかに傘下の会員企業様に周知頂く等の取組をお願いいたします。

なお、内閣官房からの依頼文書は別添 PDF の通りです。

**【本件のお問合せ先】**

企画調査部 武石 ([takeishi@shokusan.or.jp](mailto:takeishi@shokusan.or.jp) 03-3224-2365)  
橋本 ([hashimoto@shokusan.or.jp](mailto:hashimoto@shokusan.or.jp) 03-3224-2368)  
池田 ([ikeda@shokusan.or.jp](mailto:ikeda@shokusan.or.jp) 03-3224-2379)

**【国への要望の送信先】**

メールの場合: [jfia-kikaku@shokusan.or.jp](mailto:jfia-kikaku@shokusan.or.jp)  
FAXの場合: 03-3224-2398